

特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書（タンクの腐食防止等の状況）

年 月 日

塩釜地区消防事務組合
管理者 殿

申請者

住所 〇〇県〇〇市（〇〇町）（電話 〇〇-〇〇）

氏名 〇〇様 代表取締役 〇〇 〇〇 印

設置者	住所	〇〇県〇〇市（〇〇町）		電話 〇〇-〇〇		
	氏名	〇〇様 代表取締役 〇〇 〇〇				
設置場所	〇〇県〇〇市（〇〇町）					
タンクの呼称又は番号						
設置の許可申請年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日					
設置の許可年月日及び許可番号	〇〇年 〇〇月 〇〇日 指令第 〇〇〇 号					
基準適合届出	新基準適合届出（年 月 日）・第一段階基準適合届出（年 月 日）					
貯蔵最大数量	k l					
コーティング*	種類	① ガラスフレークコーティング 2 ガラス繊維強化プラスチックライニング 3 エポキシ系塗装 4 タールエポキシ系塗料 5 その他（ ）				
	施工の区分	新規・中途・塗り替え （コーティング施工年月日 年 月 日）				
	コーティング管理技術者氏名	〇〇様 〇〇 〇〇				
タンク底部・外面の腐食防止措置*	外面防食措置	アスファルト塗装・電気防食・その他（ ）				
	雨水侵入防止措置	適・否				
板厚*	アニ ュー ラ 板厚	設計板厚	mm	底 板 厚	設計板厚	mm
		最小測定板厚平均値	mm		最小測定板厚平均値	mm
		測定板厚最小値	mm		測定板厚最小値	mm
	補修の適・否		適・否			
有害な変形の有無		有・否				
不 等 沈 下*		最大値のタンク直径に対する割合				
支 持 力 ・ 沈 下*		平均沈下量 mm/年				
維持管理体制	過去3年間の特定屋外貯蔵タンクの維持管理に起因する事故の発生				有・無	
	過去3年間の消防法第12条第2項に基づく措置命令				有・無	
	消防法第14条の2、第14条の3及び第14条の3の2の規定に関する違反				有・無	
	保安作業従業者に対する適切な教育訓練*				適・否	
	保安のための適切な巡視、点検*				適・否	
※受付欄			※備考			

[特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書（タンクの腐食防止等の状況）記入要領]

- 1 申請日（申請書提出日）を記入する。
- 2 あて先は、**塩竈市長名**を記入する。
- 3 「申請者」欄は、設置者又は施設を管理・使用している代表者名を記入する。法人の場合は、名称、代表者氏名及び事務所の所在地とし、社印及び代表者印を押印する。
- 4 「設置者」欄は、当該危険物施設の設置者の住所、氏名を記入する。法人の場合は、名称、代表者氏名及び事務所の所在地を記入する。
- 5 「設置場所」欄は、当該危険物施設の所在地を記入する。
- 6 「タンクの呼称又は番号」欄は、当該タンクの通称名又は番号を記入する。
- 7 「設置の許可申請年月日」欄は、当該危険物施設の設置許可申請年月日及び番号を記入する。
- 8 「設置の許可年月日及び許可番号」欄は、当該危険物施設の設置許可年月日及び番号を記入する。
- 9 「基準適合届出」欄は、新基準又は第一段階基準の適合届出書の提出年月日を記入する。
- 10 「貯蔵最大数量」欄は、許可数量を記入する。
- 11 「コーティング」欄は、次により記入する。
「種類」は、コーティングの種類に○印をつける。
「施工の区分」は、下記により、該当する項目に○印をつける。
 - (1) 施工の区分の「新規」とは、新設時又はアニュラ板及び底板を全面更新し、新しくコーティングを施工する場合をいう。（未使用の板に初めてコーティングを実施する場合。）
 - (2) 施工の区分の「中途」とは、コーティングがない状態でタンクを使用し、その後にコーティングを施工する場合をいう。（使用済の板に初めてコーティングを実施する場合。）
 - (3) 施工の区分「塗り替え」とは、既設の全面コーティングを全て剥離し、全面更新する場合をいう。「コーティング管理技術者氏名」は、危険物保安技術協会の「コーティング管理技術者に対する講習」を修了した者の氏名を記入する。
- 12 「タンク底部外面の腐食防止措置」欄は、該当する項目に○印をつける。
アスファルトモルタル、アスファルトコンクリート等は、「その他（ ）」に記入する。
- 13 「板厚」欄は、次により記入する。
「設計板厚」は、許可申請書等の設備構造明細書又は設計図書に記載されている板厚を記入す

る。

「最小測定板厚平均値」は、保安検査等で測定した詳細測定の平均値を記入する。「測定板厚最小値」は、保安検査等で測定した板厚の最小値を記入する。なお、アニユラ板とは、環状底板型にあってはその環状底板をいい、底板型にあっては側板内面から1.5 m（側板の最下段の厚さが20mm以下にあっては1.0 m）の範囲の底板の部分进行。底板とはアニユラ板以外の部分进行。

14 補修・変形」欄

「補修の適否」は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について（平成6年9月1日消防危第73号）の別添1「補修基準」により、また「有害な変形の有無」は、別添2「タンクの変形の判断基準」により判断し、いずれか該当する項目に○印をつける。

15 「不等沈下」欄は、最大値（最大沈下量から最小沈下量を引いた沈下量）をタンク直径（内径）で割った商を、分子1とした分数で記入する。なお、沈下測定は許可液面の80%以上の液面高さにおいて測定したものとする。

16 「支持力・沈下」欄は、過去の沈下量測定記録（3年間以上）に基づいた年平均沈下量を記入する。この場合、沈下測定は許可液面の80%以上の液面高さにおいて測定したもので、沈下量はタンクヤード全体の地盤沈下量は差し引くことができる、また、タンクの全測定点の平均をもとに算定する。

17 「維持管理体制」欄は、「有無」及び「適否」のいずれか該当する項目に○印をつける。「適否」については、法令に定める教育訓練、点検を実施しているかどうかにより、判断した結果を記入する。